

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)および別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表1（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価、別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価および別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2026年1月の検針日から 2026年3月の検針日の前日 までの期間		2026年3月の検針日から 2026年4月の検針日の前日 までの期間	
	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆 街路灯A 電灯				
10ワットまでの 1灯につき	17.48	1.59	5.83	0.53
10ワットをこえ20 ワットまでの 1灯につき	34.96	3.18	11.65	1.06

区分および単位	2026年1月の検針日から 2026年3月の検針日の前日 までの期間		2026年3月の検針日から 2026年4月の検針日の前日 までの期間	
	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	69.91	6.36	23.30	2.12
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	104.87	9.53	34.96	3.18
60ワットをこえ100ワ ットまでの1灯につき	174.78	15.89	58.26	5.30
100ワットをこえる1灯 につき100ワットまで ごとに	174.78	15.89	58.26	5.30
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	52.20	4.75	17.40	1.58
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまで の1機器につき	104.41	9.49	34.80	3.16
100ボルトアンペアを こえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごと に	104.41	9.49	34.80	3.16

区分および単位	2026年1月の検針日から 2026年3月の検針日の前日 までの期間		2026年3月の検針日から 2026年4月の検針日の前日 までの期間	
	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(b) 臨時電灯 A				
1日につき				
総容量が50ボルトア ンペアまでの場合	1.41	0.13	0.47	0.04
総容量が50ボルトア ンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	2.82	0.26	0.94	0.09
総容量が100ボルト アンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場 合100ボルトアンペア までごとに	2.82	0.26	0.94	0.09
総容量が500ボルト アンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの 場合	28.17	2.56	9.39	0.85
総容量が1キロボルト アンペアをこえ3キロ ボルトアンペアまでの 場合1キロボルトアン ペアまでごとに	28.17	2.56	9.39	0.85

区分および単位	2026年1月の検針日から 2026年3月の検針日の前日 までの期間		2026年3月の検針日から 2026年4月の検針日の前日 までの期間	
	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(c) 臨時電力				
契約電力0.5キロワッ トの場合1日につき	14.81	1.35	4.94	0.45
契約電力1キロワッ トの場合1日につき	29.61	2.69	9.87	0.90
(d) 農事用電力B				
契約電力0.5キロワッ トの場合1日につき	26.65	2.42	8.88	0.81
契約電力1キロワッ トの場合1日につき	53.29	4.84	17.76	1.61
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	4.50	0.41	1.50	0.14

(2) 別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2026年2月1日から 2026年3月31日までの期間		2026年4月1日から 2026年4月30日までの期間	
	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃 料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1キロワット時につき	2.30	0.21	0.80	0.07

(3) 別表1 (燃料費調整額の算定) (6)に定める基準単価

区分および単位	基準単価		消費税等相当額	
	円	銭厘	円	銭厘
イ 定額制供給の場合				
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A				
電灯				
10ワットまでの1灯につき	0.641		0.058	
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.282		0.117	
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.563		0.233	
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.846		0.350	
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.409		0.583	
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6.409		0.583	
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.914		0.174	
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.828		0.348	
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3.828		0.348	
(ロ) 臨時電灯A				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.052		0.005	
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.103		0.009	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.103		0.009	
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.033		0.094	
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.033		0.094	
(ハ) 臨時電力				
契約電力1キロワット1日につき	1.086		0.099	
(ニ) 農事用電力B				
契約電力1キロワット1日につき	1.954		0.178	
ロ 従量制供給の場合				
1キロワット時につき	0.165		0.015	

(4) 別表 2 (燃料費等調整額の算定) (1) ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料 単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭厘 0.157	円 銭厘 0.014

(5) 別表 2 (燃料費等調整額の算定) (2) ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 銭厘 0.149	円 銭厘 0.014